

# みんなの見守りで防ごう! 高齢者の消費者トラブル

お金に困っている様子が見られる



「必ずもうかる投資」という勧誘文句で、次々と財産をつぎ込ませる利殖商法などに注意

未開封の健康食品の山や、使っていない布団・健康器具がある



格安チラシに誘われ、雰囲気に乗せられて高額商品を契約してしまう催眠商品(SF商法)に注意

読んでいない新聞の山がある



勧説を断りきれず、気付いたら何誌もの新聞購読契約をしてしまうケースも!

「身に覚えのない請求がきている」と言われたら…



架空請求や不当請求かもしれないので、払わず、相手に連絡をせずに、まず消費生活センターへ

消費者トラブルに気付いたら消費生活センターへご相談ください。

北区消費生活センター

相談専用電話 03-5390-1142

相談時間 平日 9:30~16:00

※土日・祝日は消費者ホットライン ☎188(局番なし)へ

北区王子 1-11-1 北とぴあ 11F ☎03-5390-1239



## ● 高齢者の見守りポイント ●

- ・急にお金に困るようになった
- ・未開封の商品やダンボールが増えている
- ・見慣れない人が出入りしている

こんなことに気付いたら・・・



**本人に事実を確認し、消費者トラブルに遭っているなら  
消費生活センターへの相談を勧めてください。**

消費生活センターでは、事業者との間の消費者トラブルに関する相談をお受けし、消費生活相談員が解決のための助言や事業者とのあっせんを行います。認知症などにより本人が望まない契約をしてしまった場合の解約交渉や、悪質商法被害者への返金交渉のお手伝いなども行っています。

### ★事実確認の声かけの仕方は？

近隣で発生している消費者トラブルの事例を伝えながら、似たようなことがなかったか情報提供・協力を求めるような態度で最初の声かけをすると、本人も話しやすくなります。次に、高齢者のトラブルの増加や、誰でもだまされる可能性があり決して恥ずかしくはないことを客観的に伝え、事情をよく聞いてみてください。

ご本人の気持ちを尊重しながら意志を確認しましょう。



### ★消費生活センターに相談するよう勧めてよいか迷ったら？

消費生活センターには、買物やサービスなど「消費者と事業者の契約」に関するトラブルを相談いただけます。（家庭内の相続問題や、個人間の貸し借りには対応できません。）また、適切な相談先に迷った時も、消費生活センターへお問い合わせください。

### ★契約相手の事業者に連絡する前に、ぜひ消費生活センターへ

消費生活相談員は、消費者と事業者の間のトラブルの専門家です。交渉の仕方も含め、相手方へ連絡する前に一度ご相談ください。



## ★本人に代わり消費生活センターへ電話してほしいと言われたら？

消費生活センターへの相談は、本人からが一番望ましいですが、会話が困難であるなど自身で相談できない場合は、本人に相談する意思を確認したうえで消費生活センターへ相談してください。その際、本人がいるそばで電話をかけると、相談がスムーズに進みます。



もし

### 訪問介護員(ホームヘルパー)が消費者トラブルに気付いたら…

**所属事業所や担当ケアマネジャーと情報共有をしてください。  
そうすることで見守り体制が強化できます。**

#### ヘルパーが「消費生活センターへ電話をしてほしい」と頼まれたら…

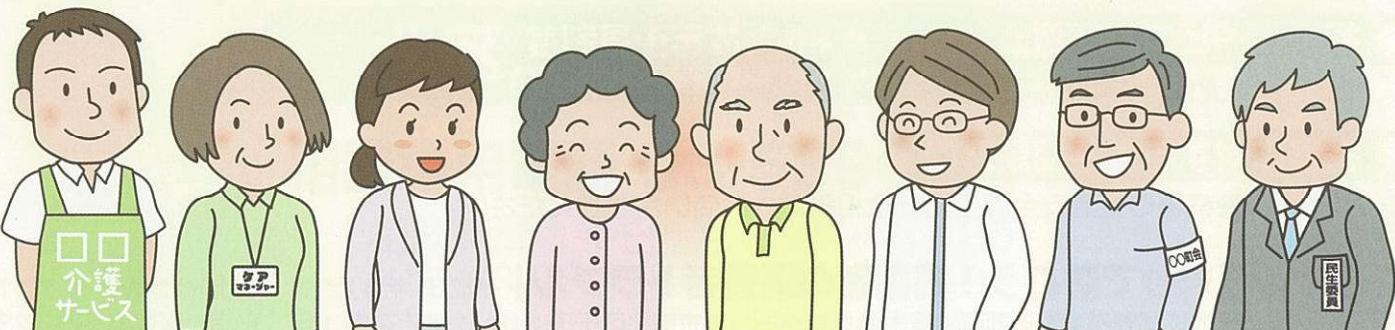
相談は、本人・家族あるいは担当のケアマネジャーからが適切です。もし緊急性がある場合は、所属する事業所の指示を受けてください。善意であっても1人で判断して依頼を引き受けないようにしましょう。

#### 消費者トラブルで金銭被害に遭った本人は相談を望まないが、 家賃を滞納するなど経済的に差し迫った状況だったら…

所属事業所から担当ケアマネジャーに連絡して、事実確認や家族等の緊急連絡先との調整をお願いしてください。  
深刻な消費者被害に対して、本人や家族等が何も対応しない場合には「高齢者の財産上の不当取引による被害疑いがあるケース」として、高齢者あんしんセンターや高齢福祉課へ通報する方法もあります。

高齢者の消費者トラブルの背景には、高齢者のみの世帯が増加し、身近に適切な相談相手がいないという問題があります。

そのような状況の中で高齢者を消費者トラブルから守るためには、周りの方々や地域の皆さんのが見守りや声かけがとても大切です。



# 高齢者をささえる様々なしきみ

## ◆高齢者あんしんセンター(地域包括支援センター)

介護に関する相談や悩み、健康・福祉・医療・生活などの相談に対応しています。

| 高齢者あんしんセンター名 | 電話番号      | 担当地域   |
|--------------|-----------|--|
| 王子           | 3908-9083 | 王子本町1~3丁目  |
| 十条台          | 5948-5630 | 中十条1~4丁目、岸町1~2丁目、十条台1丁目、上十条1丁目   |
| 王子光耀苑        | 3927-8899 | 王子1~6丁目、豊島1丁目  |
| 豊島           | 6903-2712 | 豊島2~8丁目  |
| 十条           | 5948-9981 | 上十条2~5丁目、十条仲原1~4丁目、十条台2丁目  |
| 東十条・神谷       | 6908-4711 | 東十条1~6丁目、神谷1~3丁目   |
| 西が丘園         | 5924-7715 | 赤羽西1~6丁目(5丁目3~15を除く)、西が丘1~3丁目  |
| みずべの苑        | 5941-6722 | 志茂1~5丁目  |
| 赤羽           | 3903-4167 | 岩淵町、赤羽1~2丁目、赤羽3丁目1~4、5(2~11)、6(1~9・27~32)、赤羽南1~2丁目                                       |
| 赤羽北          | 5948-5940 | 赤羽北1~2丁目、赤羽北3丁目(3~5・16~25を除く)、赤羽台4丁目2~15、17(9・25~65)、18、19、赤羽3丁目5(1・12~15)、6(10~26)、7~29 |
| 浮間           | 3558-3689 | 浮間1~5丁目  |
| 桐ヶ丘やまぶき荘     | 5924-0152 | 桐ヶ丘1~2丁目、赤羽北3丁目(3~5・16~25)、赤羽台1~3丁目4丁目1、16、17(1~8・10~24・66・68)、赤羽西5丁目3~15                |
| 滝野川西         | 6903-4015 | 滝野川3~7丁目   |
| 飛鳥晴山苑        | 3940-9175 | 滝野川1~2丁目、西ヶ原2~4丁目  |
| 滝野川はくちょう     | 3822-6080 | 西ヶ原1丁目、上中里1丁目、中里1~3丁目、田端1~6丁目  |
| 上中里つづじ荘      | 5390-6009 | 堀船1~4丁目、上中里2~3丁目、昭和町1~3丁目、栄町   |
| 新町光陽苑        | 5855-1219 | 田端新町1~3丁目、東田端1~2丁目   |

## ◆「おたがいさまネットワーク」声かけサービス

民生委員や声かけセンターが月2回程度の声かけサービスを行います。

対象：65歳以上の一人ぐらしの高齢者または75歳以上の高齢者のみの世帯の方、

在宅生活で不安・孤独・虚弱などでお困りの方

問合せ先：各高齢者あんしんセンターへ

## ◆一人ぐらし高齢者定期訪問

民生委員が週に1回程度定期的に訪問し、安否の確認や悩みごとの相談をお受けします。

対象：65歳以上の虚弱な一人ぐらし高齢者（同一敷地内に親族がないこと）

ただし、シルバービアやケア付き住宅居住者、施設入所者は除きます。

問合せ先：地域の民生委員または各高齢者あんしんセンターへ

## ◆福祉サービス利用援助、金銭管理相談、成年後見制度

問合せ先：北区社会福祉協議会権利擁護センター「あんしん北」 電話番号 3908-7280

## ◆警察に対する各種相談窓口

最寄りの警察署の生活安全課生活安全相談係へお問い合わせください。